

静岡市環境審議会 市民委員募集要領

静岡市は、本市の環境の保全及び創造に係る施策の基本的な事項に関する調査審議を行うために、静岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置しています。

静岡市は、より広く市民の皆さんの意見を取り入れるため、次のとおり市民委員を公募します。

[静岡市環境審議会について]

1 活動内容

年2回程度の平日(昼間)開催の会議において、本市の環境の保全及び創造に係る施策の基本的な事項に関する調査審議を行います。

2 委員構成

学識経験者、市民団体の関係者、公募により選ばれた市民等計 15 人以内

3 任期

令和6年 11 月1日から2年間

4 委員謝金

1回の会議の出席につき、11,500 円

[応募資格・方法・期間]

1 応募資格

- (1)静岡市に居住又は通勤・通学している 18 歳以上の方
- (2)年2回程度の会議に出席できる見込みのある方
- (3)静岡市の職員又は静岡市議会議員でない方
- (4)静岡市における他の附属機関等の委員の職を2以上兼ねていない方

※附属機関…(1)地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項に規定する附属機関

(2)その協議結果を市政に反映させることを主な目的として、条例に基づき設置する協議会、委員会その他合議制機関

2 公募人員

3人

3 応募方法

(1)提出書類

ア 静岡市環境審議会委員 申込書(以下「申込書」という。)

イ 論文

(ア) テーマ 次の4つのテーマから1つ選択して記載してください。

- ①「静岡市にとって必要な脱炭素社会に向けた取組について」
- ②「生物多様性が抱える問題と市の取組について」
- ③「プラスチックごみ削減のために必要な取組とその効果について」
- ④「静岡市の環境教育の現状と今後の在り方について」

(イ)字数 1,000 字程度(用紙の大きさはA4判とします)

(2)提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 環境局 GX 推進課 調整係（静岡庁舎新館 13 階）

(3)提出方法

直接提出、郵送、E-mail(kankyou-chousei@city.shizuoka.lg.jp)

(4)応募期間

令和6年7月5日(金)～8月6日(火)必着

(5)その他

ご提出いただいた申込書及び論文は、返却いたしませんので、ご了承ください。

【選考方法】

書類選考及び面接審査を通じた総合審査で決定します。

(1)面接審査について

令和6年8月 22 日(木)に面接審査を実施します。

時間、場所等の詳細については別途郵送でお知らせします。

(2)結果通知

面接審査終了後、30 日以内に郵送でお知らせします。

【問い合わせ先】

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 環境局 GX 推進課 調整係(静岡庁舎新館 13 階)

電話:054-221-1306

E-mail:kankyou-chousei@city.shizuoka.lg.jp

選択したテーマ

「

」

※ 書式は、A4判であれば、原稿用紙、ワープロ打ちした普通紙でも可。